

横須賀・三浦二次保健医療圏における病院等の開設等に係る事前協議について

1 提案説明

既存病床数の算定をしたところ、令和3年4月1日現在、横須賀・三浦二次保健医療圏において、次のとおり既存病床数が基準病床数を下回っていることから、「病院等の開設等に関する指導要綱」第4条の規定により、その状況が病床整備事前協議の対象とするに足りるものであるか否か等について、ご意見を伺うものである。

二次保健医療圏	基準病床数 (A)	既存病床数 (B)	差引 (B-A)
横須賀・三浦	5,307	5,119	△188

2 協議事項

(1) 事前協議の実施の可否

- ア 基準病床数を下回る188床の事前協議を実施する。
- イ 事前協議を見送る。

(2) 公募の条件

(例) ※令和2年度横浜二次保健医療圏の公募条件

- ア 既存の医療機関の増床を優先とする。
- イ 回復期機能または慢性期機能を担うものとする。
- ウ パンデミック発生時において、医療崩壊を防ぐため、行政の要請に応じて感染症の入院患者を受け入れる役割を担う病床について、イに関わらず、配分を検討する。

3 スケジュール

令和3年8月25日	病床協議の方針検討、決定
令和3年9月～10月	県保健医療計画推進会議(意見聴取)、県医療審議会(報告) 事前協議の実施決定
令和3年10～11月	(差引病床が募集対象となった場合) 病床設置・増床の募集
令和4年1～2月	病床協議
令和4年2～3月	県保健医療計画推進会議(意見聴取)、県医療審議会(報告) 開設予定者への決定通知